

附属機関所管課長 様

総務部人事室企画厚生課長

## 附属機関委員等の報酬額の改定等について（通知）

知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年大阪府条例第11号）及び大阪府原子炉問題審議会等の委員等の報酬の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成24年大阪府規則第37号）が公布され、平成24年4月1日から施行されることに伴い、下記のとおり附属機関の委員等の報酬額を改定するとともに、引き続き平成26年3月31日までの間、報酬額が減額されることとなったので通知します。

## 記

## 1 委員等の報酬額

区分	改正後		改正前	
	特例減額後	特例減額前	特例減額後	特例減額前
A	9,400円	9,600円	10,400円	10,700円
B	8,000円	8,200円	8,900円	9,100円
C	6,000円	6,100円	6,600円	6,800円

## 2 附属機関の委員等の報酬の区分

- A： 府政の重要な施策又は府政運営の基本的な事項の調査審議を行う機関で、構成委員の知名度、社会的地位が比較的高いもの
- B： 府政の比較的重要な施策又は府政運営の細部的な事項の調査審議を行うもの
- C： 各種試験の実施又は審議会の幹事等でその職務が比較的軽易なもの

問い合わせ先  
総務部人事室企画厚生課  
制度企画グループ（内線 2122, 2130）

## **(参考) 報酬の支給に際しての留意事項**

附属機関委員等に対する報酬の支給にあたり、次の点に留意して行ってください。

### **(1) 報酬の支給**

本府では府附属機関条例や各附属機関条例等によって委員等の報酬額等を定めており、それぞれの条例等の規定にしたがって支給を行ってください。また、報酬は会議に出席した条例又は規則に定める委員等に対して支給されるものであり、委員等に委嘱されていない代理出席者等への報酬は支給できません。

### **(2) 報酬の受取り辞退**

委員等から報酬の受取り辞退の申出があった場合は、辞退届を提出させることとします。ただし、委員等のうち府域の公選職（府議会議員、首長、市議会議員）の者又は公選職になろうとする者が報酬の受取りを辞退することは、公職選挙法第199条の2に定めのある寄付行為に該当し、同法違反となるためこれを認めないよう留意願います。

### **(3) 報酬の受取り辞退が可能な者に対する事務手続**

委員等に支給される報酬については、会議への出席があって初めてその債権が発生するものです。よって、上記(2)の報酬受け取り辞退については、委員等が会議出席し、発生した債権を辞退させることとなります。したがって、支出負担行為については、報酬の受取りの有無に関わらず、会議の出席予定者に対して行うこととし、会議開催後に作成する支出伺は、報酬の受取りを辞退した者を除いて支出の手続を行ってください。